

# 海外における日本産食材サポーター店の認定に関するガイドライン（概要）

日本産農林水産物・食品の海外需要を拡大し輸出促進を図るため、日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店を、民間団体等が自主的に日本産食材サポーター店として認定できるよう本ガイドラインを定める。

## サポーター店認定要件

項目	認定要件
海外の飲食店	①日本産食材等の使用： 日本産食材を使用した料理を常に提供していること又は日本産酒類を専門店として提供していること。
	②メニューにおける日本産食材等の使用の表示： 日本産食材については、料理メニュー等において、日本産である旨の表示があること。 日本産酒類については、メニュー等において日本産である旨の表示があること。
	③顧客へのPR：接客等の際に日本産食材又は日本産酒類の魅力や特長をPRしていること。
海外の小売店 （日本産食材の場合）	①日本産食材の販売：日本産食材を常に販売していること。 ②日本産食材の表示：日本産食材を陳列している商品棚に、日本産である旨の表示があること。 ③顧客へのPR：日本産食材の魅力や特長をPRしていること。
海外の小売店 （日本産酒類の場合）	①日本産酒類の販売：日本産酒類を常に販売していること。 ②日本産酒類の表示：日本産酒類を陳列している商品棚に、日本産である旨の表示があること。 ③顧客へのPR：日本産酒類の魅力や特長をPRしていること。

- ◆日本産食材：日本国内で生産された農林水産物又は製造・加工された加工食品。
- ◆日本産酒類：日本国内で製造された酒類。

## サポーター店認定等のスキーム

農林水産省

ガイドライン  
の提示

届出

運用・管理団体（民間団体等）

【ガイドラインに基づき適切に運用・管理】

申請

認定

指導・助言等

報告

サポーター店の認定

認定団体（流通事業者等）

申請

募集

申請

・認定要件に該当しているか、申請した店舗への現地確認等を実施

認定

サポート

・食材情報の提供等の定期的なサポート

海外の飲食店・小売店



◆日本産食材サポーター店



- ・認定期間は2年間
- ・満了後は確認後改めて認定